



ヤード環境対策における取組の基本的方向性 に関する課題の整理

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課
令和7年2月27日



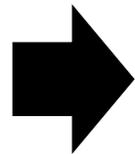
取組の基本的方向性の目的

廃棄物や有害使用済機器に該当しない金属スクラップ等の不適正な保管や処理に起因する騒音や悪臭、公共水域や土壌の汚染、火災等の生活環境保全上の支障を防止すること。

不適正ヤード



(一部)



- 解体業者
 - 不用品回収業者
 - 建設業者
 - 製造業者
- 等

騒音
振動
悪臭

火災
水域汚染
土壌汚染
フロン放出

- 有害性の観点を踏まえた規制のあり方を検討してはどうか。
- 規制対象物品の包括的な指定を検討してはどうか。

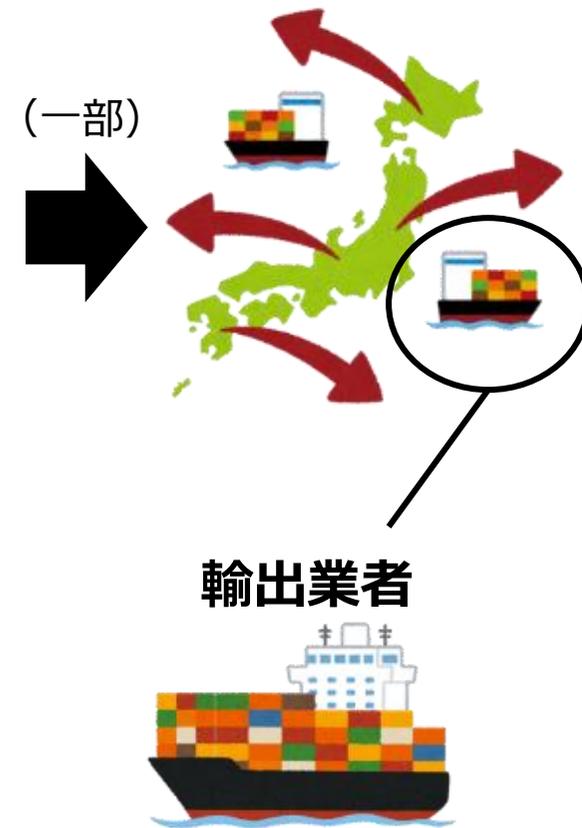
LEAD-ACID BATTERY

希硫酸

廃鉛蓄電池

粗鉛

- 有害性の高い機器（廃鉛蓄電池等）の解体を行うための基準等を定めてはどうか。



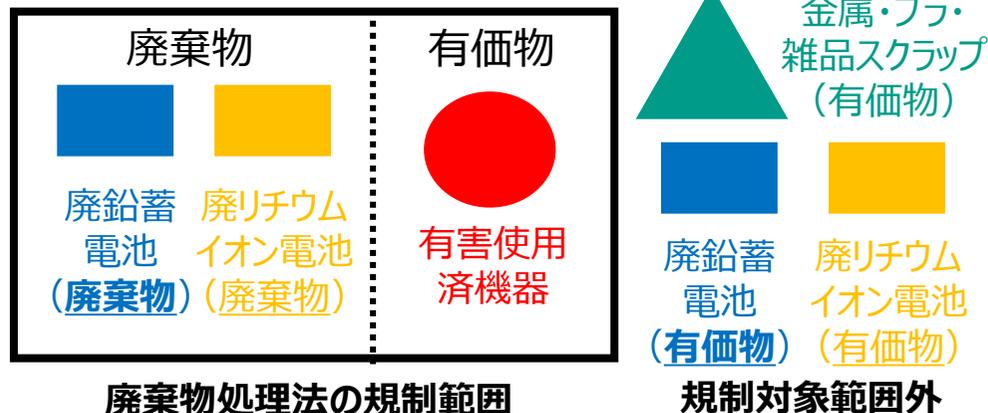
- 不適正輸出を防ぐ仕組みとして国内での解体を優先する制度を検討してはどうか。 2

1. 有害性の観点を踏まえた規制のあり方を検討してはどうか。

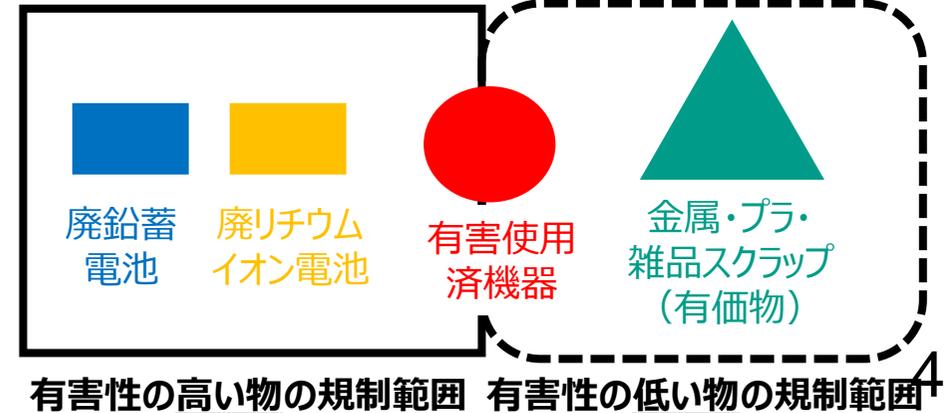
取組の基本的方向性

- ① 「**廃鉛蓄電池等の有害性の高い物**」、「**有害使用済機器**」、「**金属スクラップや廃プラスチック、その混合物を含む雑品スクラップ等**」について、**有害性等の生活環境保全上の観点から規制**を検討してはどうか。
- ② 例えば、「**廃鉛蓄電池等の有害性の高い物**」の保管・処理については、その**有害性の高さに着目した規制**を検討してはどうか。
- ③ 「**金属スクラップや廃プラスチック、その混合物を含む雑品スクラップ等**」の保管・処理については、そのものの自体の有害性は低いものの、保管・処理される過程で騒音、悪臭等の生活環境保全上の支障が生じる可能性があるため、**性状に応じた規制**を検討してはどうか。
- ④ 既存の有害使用済機器の中でも**有害性の低い物は雑品スクラップ等と同様に扱って**はどうか。

➤ 現行制度の枠組



➤ 見直し後の枠組 (案)



自治体と事業者団体の意見

自治体の意見

- **許可制導入に関する意見：再生資源物保管等事業場数が多い又は支障発生把握自治体等**
 - ① 届出制のままでは事業者への指導に限界があるため、許可制とすることで、権限を強化し実効性を高める必要がある。また、許可制の方が手順のハードルが高く、不適正な事業者は参入できない。不適正な保管・処理等を抑止するとともに、不適正業者・悪質業者を排除する必要がある。
 - ② 再生資源物も生活環境保全上の支障が生じるおそれがある点について、廃棄物と同様である。
 - ③ 届出制よりも罰則を強化すべきである。
- **届出制継続に関する意見：再生資源物保管等事業場数が少ない自治体等**
 - ① 対象品目を拡大すれば、届出制度であっても十分な指導が可能である。許可制度は過剰規制になるため、まずは従来の届出制度により事業者の情報を収集し、指導を可能にすべき。
 - ② 廃棄物処理法で廃棄物ではない有価物を規制する以上、許可制は過度な規制となる。
 - ③ 担当職員が限られている中で、負担の大きい許可事務の新規追加は望ましくない。
- **新たな法規制に関する意見：再生資源物保管等事業場数を把握していない自治体等**
 - ① 廃棄物処理法で有価物である再生資源物を規制することは、法目的からしてなじまない。
 - ② 個別物品であれば有害性は低いですが、大量に分別保管する過程で環境負荷が生じる物に対しては、廃棄物処理法とは異なる法律又は新たな法律により環境対策を講じる必要がある。
 - ③ 有害使用済機器も含めて、資源循環促進のためにヤード対策を含めた別の法体系が必要である。

事業者団体の意見

- ① 現行の届出義務違反の罰則は30万円以下の罰金であり、「違反しても罰金を払えば良い」と考える事業者に対して実効性が期待できない。届出制度が十分に機能していない可能性がある。

これまでの委員の意見

現行の届出制に関する意見

- ① 届出制であっても基準に違反した場合、自治体は立入検査、措置命令、改善命令、報告徴収等の権限を行使できる。届出義務違反の罰則は30万円以下の罰金ではあるが、一定の抑止効果は期待できる。自治体は立入検査権限を有しているので、疑いがある事業者に臆することなく立ち入ることができる等、届出制であってもメリットはある。
- ② 現行の届出制度は、囲いや高さ制限、油汚染防止のための床面の措置等の基準はあるが、不十分であるかもしれない。
- ③ 届出制であっても入口規制を強化した方が良い。届出制は業への参入が容易であることが問題である。

有害性の観点を踏まえた規制に関する意見

- ① 廃棄物処理法では、人の健康又は生活環境の保全という言葉が何度も規定されているので、有害性の部分について、人の健康を第一に焦点を当てても良いのではないか。
- ② 廃棄物処理法が有価性の低い物だけを規制対象として制度運用をしていくと様々な問題が生じてくる。資源循環促進のための別の法体系という観点があっても良い。
- ③ 生活環境に対する有害性の程度によって分類された3種類のカテゴリーを具体的にどのように規制対象にしていくのか、規制内容が課題になる。生活環境に対する有害性が判断基準になるので、その解釈を整理しておく必要がある。
- ④ 総合判断説に従って、取引価値だけではなく、性状、特に有害性に着目して、有害性の高い機器を廃棄物に当たるとして、規制することも可能である。

以下の2点に関して改めて御意見いただきたい。

- ① 有害性等の生活環境保全上の観点からの規制
- ② 届出制としている現行制度の見直しを含む制度的措置のあり方の方向性

2. 規制対象物品の包括的な指定を検討してはどうか。

取組の基本的方向性

- ① 金属スクラップや廃プラスチック、その混合物を含む雑品スクラップ等は、そのものの自体の有害性は低いものの、**保管・処理される過程で環境負荷が生じる可能性**がある。このような再生資源物の規制対象について、環境負荷を生じさせるおそれがある物品の個別指定は困難であるため、**機器に限定しない包括規制**としてはどうか。
- ② 環境対策とともに、**事業場での搬入・搬出管理の指導が徹底できる制度**を導入し、さらに、**地域の実情に応じた物品の規制**を可能とするために、柔軟な制度設計を考えてはどうか。

家電 リサイクル法 対象品目 (4品目)	 テレビ	 冷蔵庫・冷凍庫	 洗濯機・衣類乾燥機	 エアコン	
小型家電 リサイクル法 対象品目 (28品目)	 ジャー炊飯器	 ヘアドライヤー	 扇風機	 携帯電話端末	 プリンター
	 ゲーム機	 ノートパソコン	 電話機	 電卓	 デジタルカメラ

ファクシミリ、PHS・スマートフォン、ラジオ、ビデオカメラ・DVDレコーダー、デジタルオーディオプレーヤー・ステレオセット、パーソナルコンピュータ、磁気ディスク装置・光ディスク装置、ディスプレイ、電子書籍端末、電動ミシン、電気グラインダー・ドリル、ヘルスメーター、電動式吸入器、フィルムカメラ、電子レンジ、電気除湿器、電気アイロン・掃除機、電気こたつ・電気ストーブ、電気かみそり、電気マッサージ器、ランニングマシン、電気芝刈機、蛍光灯器具、電子時計、電子楽器 等

※家庭用機器との差異について、現場での判断が容易ではないもの限り業務用機器においても対象となります。

規制の範囲は十分か。

自治体と事業者団体の意見

自治体の意見

- ① 対象品目を指定する制度では抜け穴が多い。電子部品を含む機械全てに規制をかける等、包括的に規制をかけるべきである。対象品目を拡大することで、不適正現場の実態把握や指導につながる。
- ② 有害使用済機器のみを取り扱うヤードはなく、雑品スクラップとの混載物が保管・処理されているため対象品目を限定した指導では限界がある。
- ③ 業務用、家庭用家電が外観上又は性状が似た製品が多いため、区別を付けずに規制すべきである。
- ④ 有害使用済機器に限らず、生活環境保全上の支障が生じるおそれのある物は、規制（届出）をかけていくべきである。

➤ 再生資源物保管等事業場では、雑品・金属スクラップ、プラスチック製品、廃鉛蓄電池、ガラス・コンクリート、陶磁器製品、木製の製品、廃リチウムイオン電池、ゴム製品と多種多様な物品が保管等されている。【実態調査の結果】

事業者団体の意見

- ① 家電リサイクル法の対象機器のほかに、金属、プラスチック、アルミニウム等の生活環境に影響を及ぼすような物まで規制範囲を広げる必要がある。
- ② 例えば、廃鉛蓄電池が有害使用済機器として指定されたとしても、破砕された状態の物（巣鉛）が流通してしまうと、規制できないことを懸念している。鉛蓄電池の解体物も規制をかける必要がある。

- ①平成29年に有害使用済機器の範囲を議論していた際に、家電4品目と小電28品目では十分ではないと意見した。結果的に、隙間があり、有害使用済機器の指定の範囲に問題があったと言わざるを得ない。
- ②機器のみに限定しない包括規制とすることに賛成である。2017年法改正の際にもこのような方向性での強い主張があった。一方で、条例によって規制対象物品の指定を認めると、地域ごとに不統一になってしまい、何のための法律なのか分からなくなる。
- ③包括的な規制をかける点については賛成である。その中で、将来的には規制に強度を付けていく。国際的枠組と連携していく、又はそのまま引用しても良い。

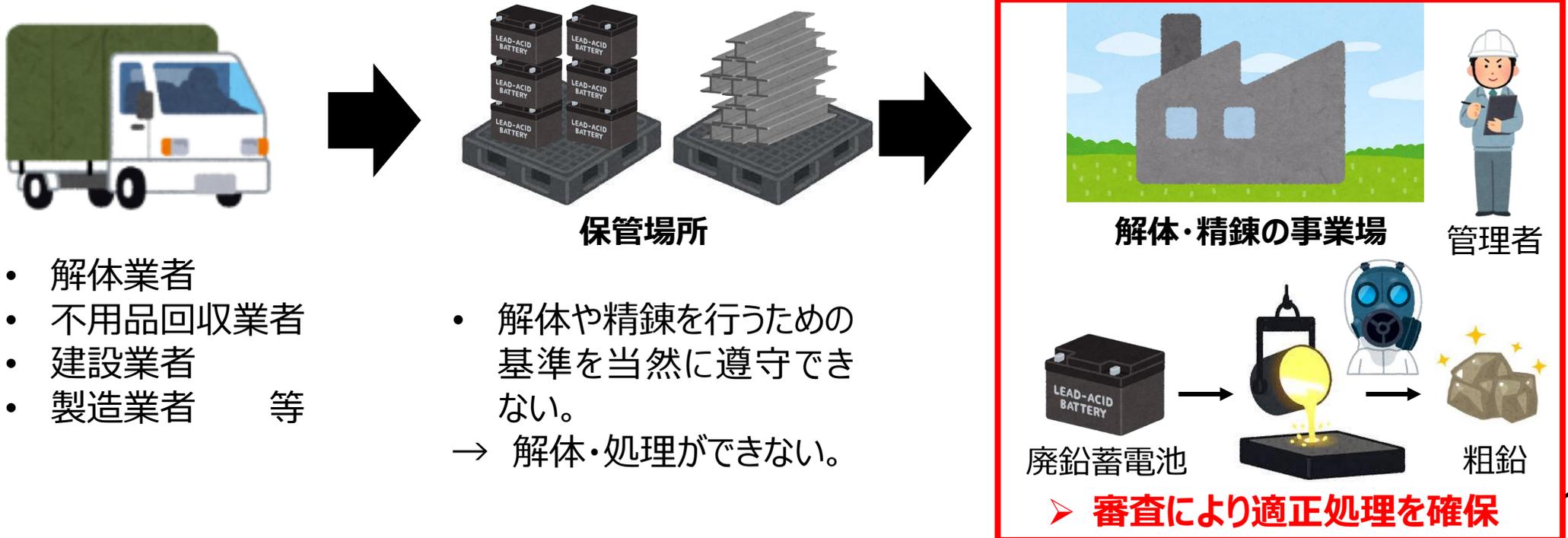
以下の3点に関して改めて御意見いただきたい。

- ① 規制対象物品の包括的規制
- ② 事業場（ヤード）での搬入・搬出管理
- ③ 地域の実情に応じた物品の規制の必要性

**3. 有害性の高い機器（廃鉛蓄電池等）の
解体を行うための基準等を定めてはどうか。**

取組の基本的方向性

- ① 特別管理産業廃棄物並みの扱いが必要なものがあるので、**有害性の高い機器**についてはその処理を行うことができる能力や施設を有することができるか、**あらかじめ審査**してはどうか。
- ② 保管のみ行う場所以外で適正に処理を行うために**審査をクリアした者のみ業務を行えるような仕組み**を検討してはどうか。
- ③ 審査基準としては、**能力及び施設の基準**を定めるほか、特別管理産業廃棄物管理責任者のように**管理者の配置**を義務付けることで、適正処理を担保してはどうか。



自治体と事業者団体の意見

自治体の意見

- 廃鉛蓄電池の解体・精錬に伴う生活環境保全上の支障事例
 - ① 鉛蓄電池の解体によって生じた廃液が場外に流出し、排水から環境基準を超える鉛が検出された。また、周辺水路の水質悪化や処理汚水の流出が認められた。
 - ② 精錬時の悪臭や処理水基準（鉛）の超過が認められた。
- 廃鉛蓄電池の解体・精錬に伴う処理上の問題点
 - ① 保管について、屋外の雨ざらしになっているため、万が一漏洩が発生した場合、土壌汚染の危険性が高い。
 - ② 有価物ではない廃棄物であった場合には、特別管理産業廃棄物を含むため、生活環境保全上の懸念が生じるおそれがある。
- 廃リチウムイオン電池の処理に伴う生活環境保全上の支障事例
 - ① 屋外保管を行っている再生資源物等に廃リチウムイオン電池が混在し、重機によりぞんざいに扱われることが多い実態がある。その結果、廃リチウムイオン電池が破損し、発火につながる可能性がある。

事業者団体の意見

- ① 不適正ヤード業者にて、環境汚染を防ぐための適正な措置が講じられないまま、廃鉛蓄電池が集荷、解体処理されていることが多い。解体処理による希硫酸等の流出で周辺に生活環境保全上の支障を引き起こしている可能性がある。
- ② 保管だけでなく、破砕等の処理についての規制が必要であり、破砕品（巢鉛）の取扱いについて、現行の家電スクラップを前提にした保管・処分基準だけでは内容的に不十分である。
- ③ 廃リチウムイオン電池を失活させるために「塩水処理」が必要だが、不適正なヤードでは、その廃液を適切に処理できるような設備が完備されておらず、未処理のまま流してしまっていることが危惧される。

これまでの委員の意見

- ① 廃鉛蓄電池の解体時に、事業者が自主的な努力で生活環境保全上の支障に関して対応することは望ましいことだが、法的規制と比較すると実効性の観点で効力が弱まる可能性がある。
- ② 鉛蓄電池等をヤードで処理させない方向性も良い。分別や選別をするだけであれば許容できるが、簡易な設備しかない事業場で破砕や溶融等の作業をさせてはならない。設備の整った事業場で処理させることも1つのポイントである。適切な事業場に持っていくようにすることも一案である。
- ③ 有害性の高い機器について特別管理産業廃棄物並みの扱いをすることに賛成である。
- ④ 保管のみでなく処分も扱うとなると、非常に大変なことになる。特別管理産業廃棄物並みの物は、別の観点で規制する必要がある。
- ⑤ ヤードでは処理させず、適切に分別や保管をして、リサイクル施設へ回していくことが基本である。

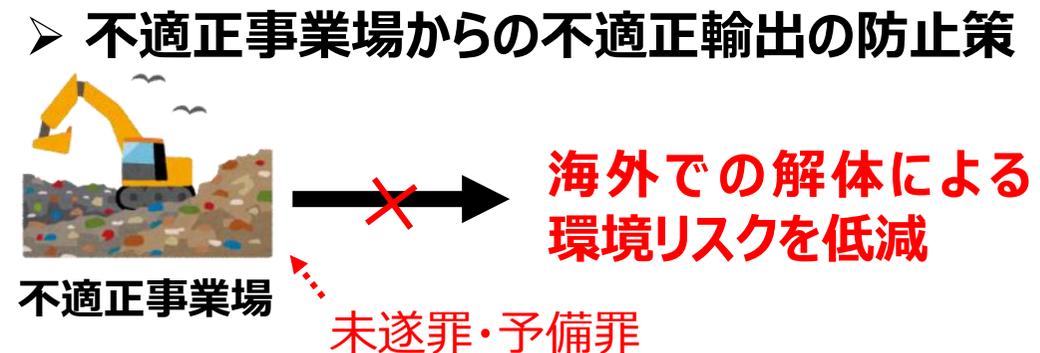
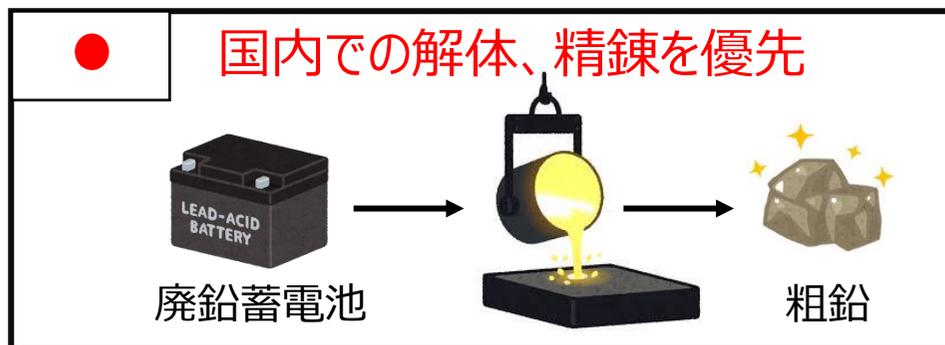
以下の3点に関して改めて御意見いただきたい。

- ① 有害性の高い物品を処理する場所、程度
- ② 有害性の高い物品を処理する際の事前審査
- ③ 処理能力や施設の構造基準の必要性

4. 不適正輸出を防ぐ仕組みとして国内での解体を優先する制度を検討してはどうか。

取組の基本的方向性

- ① 国内で生じた有害性の高い物品（廃鉛蓄電池や廃リチウムイオン電池等）については、**環境対策が確実に行われる国内**での解体を優先する制度を検討してはどうか。
- ② 廃鉛蓄電池から取り出された巢鉛・粗鉛及び廃リチウムイオン電池から取り出されたコバルト・ニッケルに係る**処理要件**を定めてはどうか。
- ③ 廃棄物処理法に有害性の高い物品の不適正輸出に関する**予備罪や未遂罪**を検討してはどうか。



鉛くずの海外への流出 (日本鉛業協会の提供資料)



- 鉛のくずの輸出は、2023年には2020年以前の約10倍に急増、特にマレーシアなどの東南アジア地域で伸びが顕著
- 背景として、**バーゼル法の規制対象である廃鉛蓄電池を新規参入業者が不適正ヤード等で違法に収集、解体処理し輸出しているものと考えられる**
- 日本の鉛需要は90%近くが鉛蓄電池であり、国内では廃鉛蓄電池以外のスクラップは限られている
- また、2021年頃より輸出価格の二極化が見られ、マレーシアやカンボジア向けは安い、これは従来から輸出されてきた金属系屑と違って鉛品位の低い巢鉛を多く含むためと推察される

廃鉛蓄電池（単鉛含む）が混入した貨物の未承認輸出未遂事例



嚴重注意（行政指導）事例

※ ウェブページ公開分のみ

指導日	税関	相手国	個数	業者所在地
R2.10.6	門司	マレーシア	—	福岡県
R3.4.22	東京	ベトナム社会主義共和国	3,234個	群馬県
R4.5.16	横浜	アラブ首長国連邦	64個	千葉県
R5.2.21	名古屋	アラブ首長国連邦	635個	愛知県
R6.8.9	横浜	マレーシア	—	茨城県
R6.9.4	名古屋	アラブ首長国連邦	—	愛知県

<https://www.env.go.jp/recycle/yugai/gyosei.html>



措置内容

- ① 再発防止策を策定し、再発防止策及び貨物の処分方法を記載したてん末書の提出。
- ② 国内に引き取った貨物を国内で処分する場合、環境上適正な処分、処分完了の後日報告。
- ③ 今後、輸出を行う場合、輸出貨物の由来、性状等の把握、十分な品質管理の確保。
- ④ 特定有害廃棄物等を所定の手続を経ることなく輸出しないこと。

直近5年間で口頭指導は30件以上あり、多くの不適正輸出事例が認められている。21

バーゼル法・廃掃法における不適法輸出への措置の違い

	バーゼル法	廃棄物処理法
罰則	輸出について <u>未遂罪・予備罪の規定なし</u>	一般廃棄物又は産業廃棄物の <u>輸出未遂</u> 五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金、又はこれの併科（法第25条第2項） 一般廃棄物又は産業廃棄物の <u>輸出予備</u> 二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金、又はこれの併科（法第27条第1項）
報告徴収の対象	特定有害廃棄物等を <u>輸出した者</u> 、輸出された特定有害廃棄物等の運搬を行う者又はその排出者等（法18条）	国外廃棄物若しくは <u>国外廃棄物であることの疑いのある物を輸入しようとする者</u> 若しくは輸入した者若しくは <u>廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を輸出しようとする者</u> 若しくは輸出した者（法18条）
立入検査の対象	特定有害廃棄物等を <u>輸出した者</u> 、輸出された特定有害廃棄物等の運搬を行う者又はその排出者等の事務所その他の事業所 特定有害廃棄物等を輸入した者、輸入された特定有害廃棄物等の運搬若しくは処分を行う者（法19条）	国外廃棄物若しくは <u>国外廃棄物であることの疑いのある物を輸入しようとする者</u> 若しくは輸入した者若しくは <u>廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を輸出しようとする者</u> （法19条）

バーゼル法においては既遂への措置しかとれない一方で、
廃掃法は未遂や予備についても措置可能

事業者団体の意見

事業者団体の意見

- ① 廃鉛蓄電池が不適正に解体され、解体処理に伴う鉛、希硫酸等の流出事例がある。
- ② 廃鉛蓄電池から取り出された巢鉛等を、バーゼル法に基づく輸出手続なしに不適正に輸出しようとした事例が確認されている。
- ③ 現行のバーゼル法や外為法では未遂罪や予備罪がないため、廃鉛蓄電池や巢鉛の違法輸出を防止する上での実効性のある法的措置が必要である。

- ① 国内のインフラを育て、国内処理をできる限り行い、資源循環を進めていく必要がある。
- ② 資源循環として、ヤードでの処理要件を検討するのではなく、適切に保管して、適正なルートに流す制度を進める必要がある。国はこのような適正処理のルートを国際的に示す必要がある。

以下の3点に関して改めて御意見いただきたい。

- ① 有害性の高い物品の国内での解体を優先する制度
- ② リチウムイオン電池に含まれる金属資源等に係る処理要件
- ③ 有害性の高い物品に係る不適正輸出の予備罪や未遂罪